

## ＜小国支援学校校則＞

この校則は、小国支援学校において生活する全ての人の人権が尊重され、安心して学びを深めることができるようにするために定めるものである。したがって、児童生徒は、「児童生徒間のみならず他の人との関係においては、常に自他の人権を尊重する姿勢を持つこと」と「学校は学びの場であることを前提として、自他の学びの妨げとならない言動等を行うこと」の2つを、常に意識して生活するものとする。

なお、法令に違反した者及びこの校則に違反する者に対しては、「個別指導」を行う場合があるとともに、学校教育法施行規則第26条による「懲戒処分」を加える場合がある。

ただし、合理的配慮や「思想・信条の自由」に関わる内容については、適用を除かれる場合もある。

### (1) 「懲戒処分」について

ア 「懲戒処分」の内容には、学校教育法施行規則第26条第2項の規定に基づく、退学、停学及び訓告がある。

イ 「退学、停学」を行う場合は文書により、「訓告」を行う場合は口頭により、処分の通知を行う。

### (2) 「個別指導」について

ア 「個別指導」の内容には、「懲戒処分」によらない学校内謹慎、自宅謹慎、校長等による説諭等がある。

イ 「個別指導」を行う場合は、児童生徒及び保護者の理解を得た上で行う。ただし、児童生徒及び保護者の理解を得ることが難しい場合は、「懲戒処分」での指導を行うことがある。

## 1 服装・頭髪等

(1) 通学時及び式典の際は、学校指定の制服を着用すること。

ア 冬服は10～5月、夏服は6～9月とするが、気候等に応じ生徒や保護者の判断で各自で適宜移行すること。

イ 学校指定の制服以外の被服（帽子・靴・靴下等）や、防寒に使用するもの（マフラー、手袋、ネックウォーマー、耳あて等）は、保護者の責任の下、特に安全面を考慮して使用すること。

(2) 頭髪は常に清潔にし、活動の邪魔にならないように、頭髪を整えること。

(3) ピアス、スカーフ、マニキュア、ネックレス、指輪等、アクセサリ類の着用は事故防止のため着用を禁止する。ただし、特別な理由で着用が必要な場合は学校長の判断とする。

## 2 所持品

(1) 学校教育活動で必要のないもの（ゲーム機、アクセサリ等）については、学校への持ち込みを禁止する。ただし、支援上必要と考えられものは担任に相談する。また、はさみやカッターは学校にあるものを使用すること。

(2) 個人所有の電子機器（携帯電話・スマートフォン等。以下、携帯電話等）については、校長から許可を得た者及び機器のみ、校内への持ち込みを許可する。ただし、学校内での使用については、校長が許可する範囲内で行うこと。

携帯電話等を持ち込む場合は、以下の「携帯電話等の持ち込みルール事項」を守ること。

「携帯電話等の持ち込みルール事項」

- 1 持ち込む携帯電話等は、フィルタリング設定を行う。
- 2 携帯電話等を他の人に見せたり、貸したりしない。
- 3 携帯電話等に関する指導の際、本人の立会いの下、担任が携帯電話等の記録等を確認することもある。
- 4 学校内では携帯電話等の電源をオフにする。

この「携帯電話等の持ち込みルール事項」を守れない場合は、使用許可を取り消すことがある。

- (3) お金と定期券の持ち込みについては、保護者責任の下で学校への持ち込みを許可する。ただし、担任で預かることはしない。また、友達同士でのお金の貸し借りは禁止する。
- (4) 学校のタブレット等の使用については、「iPadの使い方」のきまりを守ること。
- (5) 学校の物品は、担任等の許可なく持ち出さない。
- (6) 学校内の公共物は大切にし、わざと破損したときは弁償する。

### 3 交通に関する諸規定

#### (1) 自転車について

- ア 自転車通学は原則として、中学部と高等部の生徒のみとする。
- イ 自転車通学を希望する生徒は、校長に保護者と連名で希望する理由を記入した「通学許可願」を提出し、児童生徒部及び中学部、高等部で出席状況、また生徒の心身の状況や危機回避能力、社会性等を考慮した上で慎重に審議し、校長が許可する。許可後、自転車保険のコピーを学校に提出すること。
- ウ 自転車通学をする場合はヘルメットを着用すること。また、ライト付き自転車を使用し、自転車保険に必ず加入すること。
- エ 学校以外の場所に駐輪をする場合は、保護者責任の下、駐輪希望先の許可を得ること。
- オ 通学を許可された生徒であっても、通学許可を取り消す場合がある。
- カ 現場実習で自転車を使用する場合も、ヘルメットを着用し、自転車保険に加入後、コピーを学校に提出すること。

下記の項目について本校職員の見撃や外部からの通報があり、指導を行っても改善の様子がない場合は校長判断で通学許可を取り消す場合がある。

- ア 信号無視、右側通行、乗車中の携帯電話使用や音楽を聴きながらの乗車等の危険行為が見られた。
  - イ ヘルメットを着用していない。
  - ウ 自転車保険の期限が切れている。
  - エ 自転車に整備不良（ライトがつかない、ブレーキが効かない）がある。
- (2) 交通ルールを守って安全に登下校すること。
  - (3) 原付免許について  
原付免許の取得は、卒業式以降に取得すること。

#### (4) 自動車免許について

- ア 自動車免許取得を希望する生徒は、校長に保護者と連名で「自動車学校入校許可願」を提出し、校長から許可を受けること。ただし、自動車での通学は認めない。
- イ 自動車学校入校は、高等部3年次の夏休み以降とし、授業・現場実習・学校行事等の支障とならないように教習を受けること。
- ウ 自動車学校の修了・卒業検定の受験については、通常の授業日についても認めるが、本免許の受験については卒業式以降に行うこと。

#### (5) バス通学について

- ア バスのマナー（バスの中で話さない、走行中に立ち上がらない・席を移らない等）を守ること。
- イ バスの時間を守り、乗車すること。
- ウ バスが来る前にバス停に並ぶこと。  
(保護者の車で待機しない。バス停で車の待ち合わせをしない。)

## 4 アルバイトについて

- (1) アルバイトを希望する生徒は、校長に保護者と連名で希望する理由を記入した「アルバイト許可願」を提出し、出席状況、学習状況、生活態度から判断し校長が許可する。
- (2) アルバイトを実施する期間及び時間は、原則として、夏季休業中、冬季休業中、土日祝日の午前8時から午後5時までの間とする。

## 5 校外での生活に関すること

- (1) カラオケ、ゲームセンター、インターネットカフェ等へは、各施設の利用時間を確認したうえで保護者責任の下、利用する。ただし、深夜（夜の11時から朝4時）の出入りは保護者同伴であっても一切禁止する。
- (2) 18歳未満の者が禁止されている行為（飲酒、喫煙、パチンコ店への入店、ギャンブル）については、本校在籍の生徒については年齢を満たしていても、禁止とする。
- (3) 外泊を行う場合は双方の保護者の許可を得た上で行き、無断外泊は行わないこと。

## 6 政治的活動について

選挙権を有する者が行う「政治的活動等」については、学校の教育活動中及び学校敷地内では行わないこと。

## 7 個別指導の対象について

- (1) 以下のことについては、個別指導の対象とする。
  - ア 飲酒、喫煙、万引き、窃盗、暴力、いじめ等、法に触れる行為が見られた場合。
  - イ 高等部3年生の卒業式を前にパチンコ店への入店があった場合。

ウ カラオケ、ゲームセンター、インターネットカフェ等へ各店舗を深夜（夜11時～朝4時）に利用した場合。

エ 無断でアルバイト、自動車・原付免許を取得する行為が見られた場合。

オ 個人所有の携帯電話等を使って友達の悪口を書いたり、個人情報に掲載したりした場合。

カ 学校の物や他人の物をわざと壊した場合。

キ バスマナー違反を繰り返す場合。

## 8 諸願届一覧

担任を通じて許可を得なければならない事項

ア 自転車通学（自転車通学許可願）

イ 運転免許試験を受ける場合（原付免許取得受験許可願・自動車学校入校許可願）

ウ 携帯電話（携帯電話持込許可願）

## 9 校則の見直しについて

（1）本校則の規定については、年に1回、見直し・検討を行う機会を設定する。見直し・検討の方法については、別途定めることとする。

（2）見直し・検討の提案については、本校の児童生徒・保護者・教職員それぞれが行う権利を有するとともに、提案された内容について、意見を述べる機会を有する。

- 小国支援学校校則 令和4年（2022年）4月 1日施行
- 小国支援学校校則 令和5年（2023年）2月17日一部改訂、4月1日施行
- 小国支援学校校則 令和6年（2024年）2月22日一部改訂、4月1日施行
- 小国支援学校校則 令和7年（2025年）2月14日一部改訂、4月1日施行
- 小国支援学校校則 令和7年（2025年）2月14日一部改訂、4月1日施行
- 小国支援学校校則 令和8年（2026年）2月13日一部改訂、4月1日施行